

施策名	目標 4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課		
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第5章等 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)第3章等 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)第3章等 													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	37	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△	
					41	40	39	-	-	-	-			
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	26	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	×	
					20	20	20	-	-	-	-			
3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	3	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△	
					3.4	3.4	3.2	-	-	-	-			
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	33	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	○	
					19	25	25	-	-	-	-			
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合(%)	41	R2年度	46	R9年度	-	-	-	-	-	-	46	第五次循環型社会形成推進基本計画	△	
					42	43	43	-	-	-	-			
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合(%)	0	R5年度	100	R9年度	-	-	-	-	-	-	100	第五次循環型社会形成推進基本計画	×	
					-	-	0	-	-	-	-			

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 循環型社会形成推進交付金(公共)(平成17年度)	1,2,3	4843	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費等(平成11年度)	1,3,4	4840	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金等(昭和49年度)	-	4841	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	-	4842	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-
評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。</p> <p>・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。</p> <p>・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。現状策定された都道府県はないため、今後の策定状況を踏まえて判断する。</p> <p>・環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。</p> <p>・リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量のうち中間処理後再生利用量(市町村等が処理して資源化された量)、集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))、及び直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。</p> <p>・今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討・実施し、一般廃棄物の資源循環に資する取組を後押しする必要がある。</p>											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>・一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。</p> <p>・財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金等による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行等の廃棄物・資源循環分野の情勢を踏まえ、標準的な分別区分の提示などを含む改訂を行ったところ。今後は3つのガイドライン等の更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。</p> <p>・上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び優良事例の周知等を始めとする再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。</p> <p>・また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。</p> <p>・上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。</p> <p>・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めているものであり、現状策定された都道府県はない。今後の策定状況を踏まえてフォローアップ等行っていく。</p>											
	学識経験を有する者の知見の活用	【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<参考: 施策の実施における活用状況> 中央環境審議会循環型社会部会等						SDGs目標との関係			<p>【主な目標】</p> <p>・一般廃棄物処理行政の政策立案や政策実施後の処理の動向を確認することを目的として、全国の市区町村等に対して、排出量、処理量、処理施設の整備状況、ごみ処理事業経費等の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を行った結果、各指標の目標に対して相当程度進展していたことを確認した。これは目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>・市町村等が実施する、廃棄物の発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を循環型社会形成推進交付金等において支援した。これは目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。</p>				